

練馬区重度障害者等就労支援事業 利用の手引

令和7年2月

1 事業の目的

重度障害者等の通勤支援や職場等における支援を実施することにより、重度障害者等の就労機会の拡大および社会参加の促進を図ることを目的として実施します。

2 対象者

下記(1)～(3)のいずれにも該当する方

- (1) 原則として、練馬区に居住地を有している者であること。
- (2) 練馬区から重度訪問介護、同行援護、行動援護（以下「重度訪問介護等」という。）のいずれかの支給決定を受けていること。
- (3) 1週間の所定労働時間が10時間以上であること。

※ 民間企業に雇用されている方は、1週間の所定労働時間が10時間未満の者であっても、当該年度末までに当該企業が1週間の所定労働時間を10時間以上に引き上げることを目指すことが支援計画書において確認できた場合は、本事業の対象となります。

※ 自営業者等は、当該自営等に従事することにより所得の向上が見込まれる方が対象となります。

※ 就労継続支援A型事業所や国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用等されている方その他これに準ずる方は対象とはなりません。

3 支援の内容

- (1) 民間企業に雇用されている方の場合

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「J E E D」という。）の障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用した支援以外の部分について、本事業により重度訪問介護等と同等の支援を行います。

支援内容	助成金の対象	本事業の対象
通勤支援	各年度申請から3か月目 <u>まで</u>	各年度申請から4か月目 <u>以降</u>
職場等における支援	業務介助 例：パソコン等の機器の準備、代読・代筆（文・デザインの創案を除く）、業務上の外出の付き添い 等	業務外の福祉的支援 例：喀痰吸引、姿勢調整、安全確保のための見守り 等

- (2) 自営業者等の方の場合

障害者雇用納付金制度に基づく助成金の対象とならないため、本事業単独で通勤や

職場等において必要とされる重度訪問介護等と同等の支援を行います。

4 サービス提供事業者

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第29条第1項の規定により、都道府県知事から重度訪問介護等を行う指定障害福祉サービス事業者として指定を受けた事業者です。

5 サービス費用と利用者負担額

- (1) 障害福祉サービスにおける重度訪問介護等のサービス費用をもとに、本事業のサービス費用を設定しています。

利用者負担額は、原則1割です。ただし、同一の月において、利用者負担額が、障害者総合支援法施行令第17条各号に規定する利用者負担額（下記表参照）の上限月額を超える場合は、その超える部分については、支払を要しません。

受給者の区分	負担上限月額
生活保護世帯、住民税非課税世帯の方	0 円
住民税課税世帯（所得割 16 万未満）の方	9,300 円
上記以外の方	37,200 円

※ 世帯の考え方は、障害者総合支援法に準じます。

- (2) 本事業において複数のサービス提供事業者を利用している場合の上限管理

利用者が、本事業において同月に複数の事業者によるサービス提供を受けている場合、利用者負担額が負担上限額を超えないように、障害者総合支援法と同様に、上限管理事業所を定め、上限管理を行います。上限額管理事務依頼（変更）届出書（第8号様式）を区に提出してください。

- (3) 介護給付費・訓練等給付費等との上限管理

上記(2)の上限管理とは別に、本事業と障害者総合支援法に基づく介護給付費および訓練等給付費で上限管理を行います。

この上限管理は、サービス利用後の翌年度に行います。該当する方には案内を送付しますので、案内をご確認ください。

6 利用申請

- (1) 利用希望者は、練馬区重度障害者等就労支援事業利用申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（第1号様式）に、つぎの書類を添付して、区に申請してください。

- ① 支援計画書（第2号様式）
- ② 週間サービス計画表（第3号様式）

③ 雇用されていることを証する書類の写し（民間企業に雇用されている方）

※ 例：雇用契約書の写し

④ 自営業者等であることを証する書類の写し（自営業者等の方）

※ 例：確定申告書または源泉徴収票の写し、仕事内容がわかる書類（営業許可証、開業届等）の写しおよび収入がわかる書類（報酬の記録、通帳等）の写し

※ 支援計画書について

支援計画書とは、重度障害者等の通勤や職場等における支援に当たって、支援対象範囲を明確にして、必要な支援を取りまとめたものになります。

民間企業に雇用されている方が利用する場合は、その勤め先の企業が主体となって利用希望者と連携しながら作成することとなりますが、日頃から利用希望者へ支援を行っている特定相談支援事業所や、利用開始後にサービスを提供することとなる事業者や練馬区等（以下「関係者」という。）と必要に応じて連携・相談の上作成してください。また、作成した支援計画書は、企業を通じて J E E D に提出し、J E E D が確認した支援計画書を区に提出してください（助成金を活用しない場合は除きます。）。

自営業者等の方が利用する場合は、特定相談支援事業所などの関係者に相談のうえ作成してください。この場合、J E E D への提出は不要ですが、作成したものを区に提出してください。

7 審査および支給の決定

(1) 利用の申請があった場合、区は利用申請書および添付書類により申請者等の状況等の確認を行い、利用の適否、支給量を決定します。

なお、必要に応じて検討会を行ったうえで利用の適否、支給量を決定する場合があります。

(2) 利用の適否の決定後、練馬区重度障害者等就労支援事業費支給決定通知書兼受給者証（第4号様式）により、申請者宛てに通知します。

※ 本事業の支給決定の有効期間は、支給決定日から当該日の属する年度の末日または当該支給決定者の雇用契約期間の末日または重度訪問介護等の支給決定期間の末日のいずれか近い日までです。

支給決定期間満了後も本事業を利用する場合、支給決定期間満了日前から更新申請を行うことができます。

8 事業者・利用者間の契約

利用希望者は、区から決定通知書を受領後、重度訪問介護等サービス提供事業者と利用

契約を締結し、その他利用に関する説明を受けてください。

9 変更申請

支給決定の有効期間中において、練馬区重度障害者等就労支援事業利用申請書（第1号様式）により申請した内容に変更があった場合（例、支給量の変更、氏名・住所の変更、就労状況等）、練馬区重度障害者等就労支援事業変更申請（届出）書（第6号様式）により申請してください。

10 Q & A

Q 1 「民間企業」とは具体的にどのような企業が該当するのですか。

A 1 本事業における「民間企業」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項にある助成金の対象となる事業主を指し、「重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金」（以下「職場介助助成金」という。）、「重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金」（以下「通勤援助助成金」という。）の支給対象となる企業です。

Q 2 事業の対象となる「民間企業に雇用されている方」について詳細を教えてください。

A 2 本事業の利用申請にあたっては、原則として、対象者が勤務する民間企業が職場介助助成金、通勤援助助成金のどちらかまたは両方について、J E E Dに申請することが前提です。そのうえで、助成金を活用しても当該対象者の雇用継続に支障が残るものとして当該対象者が勤務する民間企業および関係者による支援計画書において認められた場合に支援対象となります。

Q 3 民間企業に雇用されていますが、職場介助助成金および通勤援助助成金を活用していません。この場合でも本事業の利用は可能ですか。

A 3 本事業の利用が可能な場合がありますので、区にご相談ください。

Q 4 J E E Dの障害者雇用納付金制度に基づく助成金とは具体的にどの助成金が該当するのでしょうか。

A 4 職場介助助成金および通勤援助助成金が該当します。

Q 5 「自営業者等」について詳細を教えてください。

A 5 本事業における「自営業者等」とは、民間企業に雇用される者、国家公務員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外の者であって、重度訪問介護等のサービス利用にあたって経済活動を理由に当該サービスの利用ができない時間がある者を指します。

例) 企業等の業務の一部を請け負う自営業(専門家、講師業、芸能人、在宅就業従事者(雇用ではない在宅ワーク)等)としての働き方、有償ボランティア、労働者協同組合や法人の代表・役員等

Q 6 重度訪問介護、同行援護、行動援護の対象者要件を満たしていますが、支給決定を受けていない場合、対象となるのでしょうか。

A 6 支給決定を受けていないと対象となりません。

Q 7 支給決定にあたり、1か月あたり、1日あたりの上限時間はありますか。

A 7 上限時間はありません。

Q 8 通勤支援を受ける場合、移動手段に特段の制限はあるのでしょうか。

A 8 徒歩または公共交通機関を利用しての通勤を想定していますが、他の方法による通勤が必要な場合、お住まいの地域の福祉事務所等へお問い合わせください。

なお、公共交通機関には、タクシーまたは介護タクシーは含みません。

Q 9 通勤支援を利用中に、買い物等の寄り道は可能ですか。

A 9 可能です。なお、労災補償の対象となる移動については、本事業で支援を行い、労災補償の対象とならない買い物等の日常生活用上必要な行為については、重度訪問介護等で支援を行うこととなります。

Q 10 本事業を利用した場合のヘルパーの交通費は誰が負担するのですか。

A 10 利用者が負担します。事業所は、利用者から請求があった際には、利用者に領収書を発行してください。

Q 11 職場を異動した場合や業務内容等が変更になった場合、支援計画書を作成し直し、再度申請する必要がありますか。

A 11 業務内容等が変更になり介助内容や介助時間数が増える場合、支援計画書の変更が必要となります。介助時間数が増える場合、練馬区重度障害者等就労支援事業支給(変更)申請書、支援計画書および週間サービス計画表を提出してください。介助内容が増える場合、支援計画書だけを提出してください。

なお、業務内容等は変更とならず介助時間が増える場合(例えば、月・水・金の勤務日が、月・木・金の勤務日に変更になった)、週間サービス計画表を提出してください。

Q 12 障害福祉サービスと併せて介護サービスも利用しています。本事業を利用するにあたり支援計画書をケアマネージャーが作成しても問題ないでしょうか。

A 12 ケアマネージャーが作成しても問題ありません。

Q13 支援計画書を特定相談支援事業所等の関係者と相談の上作成することになっていますが、契約している特定相談支援事業所が無い場合（セルフプランの場合）はどうしたらよいでしょうか。

A13 ご自身で作成していただくことも可能ですが、基幹相談支援事業所に相談し作成していただくことを推奨します。

※ 基幹相談支援事業所、特定相談支援事業所が支援計画書を作成した場合、事業所は区に費用を請求できますが、これについての自己負担はありません。

Q14 区で重度訪問介護等の支給決定を受けていますが、区外のグループホームに入所しています。区内に居住していなくても、本事業を利用することは可能でしょうか。

A14 原則として、練馬区に居住地を有している方が利用できますが、例外的に利用できることもあるため、福祉事務所等にお問い合わせください。

Q15 仕事で、長期間出張する必要が生じました。当該事業を利用できるでしょうか。

A15 当該事業は利用できますが、同行するヘルパーの宿泊費・交通費等は当該事業の支給対象となりません。また、重度訪問介護等および当該事業について、支給決定した上限を超える可能性がありますので、福祉事務所等にお問い合わせください。

11 問合せ先

(1) 支給決定に関すること

身体障害・知的障害のある方、難病患者等 各総合福祉事務所
精神障害のある方 各保健相談所

※ 利用者のお住まいの地域で担当の係が分かります。

<総合福祉事務所>

① 練馬総合福祉事務所 障害者支援係

練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所西庁舎（2階）

電 話 （5984）4609 障害者支援係

FAX （5984）1213

担 当 〒176にお住まいの方

② 光が丘総合福祉事務所 障害者支援係

練馬区光が丘2-9-6 光が丘区民センター（2階）

電 話 （5997）7796 障害者支援係

FAX （5997）9701

担 当 〒179にお住まいの方

③ 石神井総合福祉事務所 障害者支援係

練馬区石神井町3-30-26 石神井庁舎（4階）

電 話 （5393）2816 障害者支援係

FAX （3995）1137

担 当 〒177にお住まいの方

④ 大泉総合福祉事務所 障害者支援係

練馬区東大泉1-29-1 ゆめりあ1（4階）

電 話 （5905）5272 障害者支援係

FAX （5905）5277

担 当 〒178にお住まいの方

<保健相談所>

① 豊玉保健相談所

練馬区豊玉北 5-15-19

電 話 (3 9 9 2) 1 1 8 8

F A X (3 9 9 2) 1 1 8 7

担 当 旭丘、向山、小竹町、栄町、桜台、豊玉上、豊玉北、
豊玉中、豊玉南、中村、中村北、中村南、貫井、練馬、
羽沢にお住まいの方

② 北保健相談所

練馬区北町 6-35-7

電 話 (3 9 3 1) 1 3 4 7

F A X (3 9 3 1) 0 8 5 1

担 当 春日町 1・2・4 丁目、北町、田柄 1・2 丁目、錦、
早宮、氷川台、平和台にお住まいの方

③ 光が丘保健相談所

練馬区光が丘 2-9-6 光が丘区民センター内

電 話 (5 9 9 7) 7 7 2 2

F A X (5 9 9 7) 7 7 1 9

担 当 旭町、春日町 3・5・6 丁目、田柄 3・4・5 丁目、
高松、土支田、光が丘にお住まいの方

④ 石神井保健相談所

練馬区石神井町 7-3-28

電 話 (3 9 9 6) 0 6 3 4

F A X (3 9 9 6) 0 5 9 0

担 当 大泉町 2 丁目、下石神井、石神井台 1～3・5・6 丁目、石神井町、
高野台、東大泉、富士見台、南大泉、南田中、三原台、谷原
にお住まいの方

⑤ 大泉保健相談所

練馬区大泉学園町 5-8-8

電 話 (3 9 2 1) 0 2 1 7

F A X (3 9 2 1) 0 1 0 6

担 当 大泉学園町、大泉町 1・3～6 丁目、西大泉、西大泉町にお住まいの方

⑥ 関保健相談所

練馬区関町東 1-27-4

電 話 (3 9 2 9) 5 3 8 1

F A X (3 9 2 9) 0 7 8 7

担 当 上石神井、上石神井南町、石神井台 4・7・8 丁目、関町北、関町東、
関町南、立野町にお住まいの方

(2) 給付費の請求に関すること

障害者サービス調整担当課 障害者給付係

練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区役所西庁舎 (1 階)

電 話 (5 9 8 4) 1 0 2 1

F A X (5 9 8 4) 1 2 1 5